

令和 2 年 4 月 16 日 記者発表資料

新型コロナウイルス対策本部事務局
三木市総合政策部危機管理課
担当：課長 本岡忠明 内線：2430
三木市健康福祉部健康増進課
担当：課長 後藤洋子
内線：715-101

市職員の勤務体制等について

4月13日改定「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が兵庫県より発表され、知事から職員出勤者の7割減の要請がありました。これを受け、三木市では4月15日午前10時から第15回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市職員の勤務体制について協議を行いました。

また、感染拡大防止策として、飛沫感染を防ぐため市民と職員が対面する窓口にビニールで作成した間仕切りの設置や手指消毒液の増設を行います。

記

1 期 間

令和2年4月17日(金)から5月6日(水)まで

○今後の発生状況により変更する場合があります

2 市職員の勤務体制について

○市職員の勤務体制を原則2交代制とし、土・日・祝日を含め隔日勤務とします。

※ 消防業務等については対象外とする。また、市民の皆様にはご不便をおかけしますが、可能な限り市役所への来庁を控えていただくようお願いいたします。

※ 窓口業務は通常どおり月曜日から金曜日です（祝日を除く）

3 庁舎内間仕切りシート設置予定箇所

○ 子育て支援課、介護保険課、医療保険課、障害福祉課、福祉課
市民課、教育・保育課、税務課、債権管理課

問い合わせ先 三木市総合政策部危機管理課
電話 0794-82-2000（内線 2430）